

北海道旭川方面公安委員会告示第54号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月20日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井上雄樹

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社 北央自動車学校
 - (2) 住所 上川郡東神楽町3号南6番地
 - (3) 代表者の氏名 鈴木雄仁
- 2 特定講習を廃止しようとする事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称 北央自動車学校
 - (2) 事務所の所在地 上川郡東神楽町3号南6番地
- 3 廃止しようとする特定講習の種別
大型自動二輪車免許に係る初心運転者講習
- 4 廃止しようとする年月日
令和8年5月20日